

学校法人川口学園 埼玉女子短期大学 機関別評価結果

令和 7 年 3 月 14 日
一般財団法人大学・短期大学基準協会

埼玉女子短期大学の概要

設置者	学校法人 川口学園
理事長	川口 拓也
学 長	楢沢 栄一
A L O	三ツ木 丈浩
開設年月日	平成 1 年 4 月 1 日
所在地	埼玉県日高市女影 1616

＜令和 6 年 5 月 1 日現在＞

設置学科及び入学定員（募集停止を除く）

学科	専攻	入学定員
商学科		150
国際コミュニケーション学科		150
	合計	300

専攻科及び入学定員（募集停止を除く）

なし

通信教育及び入学定員（募集停止を除く）

なし

機関別評価結果

埼玉女子短期大学は、本協会が定める短期大学評価基準を満たしていることから、令和7年3月14日付で適格と認める。

機関別評価結果の事由

1. 総評

令和5年6月28日付で埼玉女子短期大学からの申請を受け、本協会は認証評価を行ったところであるが、評価の結果、自らの掲げる教育理念の実現及び教育目標の達成に向けて改善に努めており、本協会が定める短期大学評価基準を満たしていると判断した。

上記の判断に至った事由は、おおよそ次のとおりである。

建学の精神「不偏不羈」は、その精神を敷衍した教育理念「中庸・自立」としてより平易な表現でも示されており、教学マネジメント委員会を中心に定期的な確認が行われ、学生ハンドブックやウェブサイトによって学内外に広く周知している。

一般市民対象の公開講座や科目等履修制度による正課授業の開放など、地域貢献活動に取り組んでいる。また、問題解決型学習（PBL）形式での専門ゼミは実践的な学びの場として、地方公共団体や企業と連携を図っており実績を上げている。

両学科の教育目的は建学の精神に基づき定められ、社会ニーズの変化や学生の質の変化に対応すべく、アンケート調査等を基に学内の関係組織で議論し、点検を行っている。短期大学全体の学習成果、及び各学科の学習成果（「専門的学修成果」及び「汎用的学修成果」）は、それぞれ明確に示されている。三つの方針は、教学マネジメント委員会において組織的議論を重ね、相互に関連付けて一体的に定められており、学習成果とともにウェブサイト等により学内外に表明している。

自己点検・評価は、自己点検・評価委員会を中心にそれぞれの教職員と連携して実施しており、報告書作成後に各執筆担当者自身による「自己点検・評価報告会」を行い討議することで全学的な意識醸成を図っている。

卒業認定・学位授与の方針は、社会的・国際的視点を踏まえて策定されている。教育課程編成・実施の方針に従って教育課程が編成されており、各学期において履修登録可能な単位数の上限の設定及び成績評価の厳格化を活用した単位の実質化が図られている。シラバスには必要事項を記載するほか、科目と学習成果との関連性を明示している。教養教育及び職業教育は、その実施体制が明確であり、多角的なアセスメントを通して改善に取り組んでいる。入学者受入れの方針は学習成果に対応し、入学者選抜においては適正かつ公正に選考が実施されている。学習成果の獲得状況については、GPA分布、学位取得率、資格取得率などを活用して測定する仕組みを構築している。

教員は、学生の授業評価を受け、FSD研修会を通して学習支援方策の改善を行っている。学習支援では、多様化する学生への対応として、補習授業やGPA制度を活用した履修登録上限の拡大や学長表彰等を行っている。学生支援は学生委員会や学務課を中心に組織的

に行っている。就職支援体制はキャリアサポートセンターとキャリアサポート委員会を中心に組織を整備し、活動している。就職内定状況については学科、コース、ゼミ単位で毎月末に集計・分析を行い、教授会でも報告されている。

教員組織は、教育課程編成・実施の方針に基づき整備されており、短期大学設置基準に定める教員数を充足し、専任教員と非常勤教員をバランスよく配置している。研究活動に関する規程及び環境は整備され、研究紀要が発行されている。FD 活動に関しては、規程を整備し、FSD 研修会等を実施しており、学習成果獲得の向上のための教員同士や学内関係部署との連携を強固にしている。

事務組織に関しては事務局長を中心とする責任体制が明確になっており、SD 研修のほか、自己啓発支援や外部研修を通じた能力開発が適切に行われている。人事・労務管理は必要な規程が整備され適切な管理体制が確立されている。

校地、校舎面積は短期大学設置基準を満たし、教育課程編成・実施の方針に基づき授業を行うために必要な施設設備も整備されている。固定資産等は規程に基づき適切に維持管理している。教職員及び学生を対象とした災害等に対する訓練も実施している。コンピュータシステムは ICT・メディア委員会を中心に管理しており、情報セキュリティに関する規程を整備し、適切に運用している。

財務状況について、学校法人全体で過去 3 年間の経常収支が支出超過となっているが、短期大学部門で過去 2 年間収入超過となっている。

理事長は、建学の精神、教育理念の具現化に向けてリーダーシップを発揮しており、学校法人を代表し、その業務を総理するなど、適切に学校法人運営の責任を果たしている。理事会は寄附行為に基づき、学校法人の意思決定機関として適切に運営されている。

学長は、短期大学運営にあたり、教学運営の最高責任者として教授会の意見を参酌して意思決定をするなど、リーダーシップを発揮し、教学マネジメントの中心的役割を果たしている。教授会は三つの方針に対する認識を共有し、学習成果について各種アセスメントにより獲得状況を把握している。ただし、評価の過程で、教授会の意見を聴くべき学生の入学に関する事項の一部が教授会において報告事項になっているという、早急に改善を要する事項が認められたが、その後、機関別評価結果の判定までに改善されたことを確認した。

監事は寄附行為に基づき適切に選任され、学校法人の業務、財産の状況及び理事の業務執行の状況について適宜監査を実施しており、理事会、評議員会に出席し意見を述べるなど、適切に監査業務を行っている。評議員会は理事の定数の 2 倍を超える数の評議員で組織され、理事長を含め役員の諮問機関として適切に運営されている。教育情報及び学校法人の情報はウェブサイトで公表・公開されている。

2. 三つの意見

本協会の評価のねらいは、短期大学教育の継続的な質保証を図り、短期大学の主体的な改革・改善を支援することにある。そのため、本協会では、短期大学評価基準に従って判定される前述の「機関別評価結果」や後述の「基準別評価結果」に加えて、短期大学の個性を尊重し、その向上・充実を図る観点から以下の見解を持つ。

(1) 特に優れた試みと評価できる事項

本協会は以下の事項について、高等教育機関として短期大学が有すべき水準に照らし、優れた成果をあげている試みや特長的な試みと考える。

基準Ⅰ 建学の精神と教育の効果

[テーマ A 建学の精神]

- ICT・メディア委員会及び教学マネジメント委員会の共同企画による「不偏不羈エッセイコンクール」を開催し、学生自身が建学の精神を掘り下げて考え、文章で表現する場を創出している。また、学生サポーターによる「不偏不羈」をテーマとした動画を制作し一般公開していることなど、建学の精神を浸透させるための活動に工夫がなされている。
- 問題解決型学習（PBL）形式による専門ゼミにおいて、地方公共団体や地域企業と連携を図り、実践的な学びを行うことで自己肯定感を高めるとともに、学外の大会への参加における優秀賞の受賞やメディアに取り上げられるなど、実績を上げており、地域貢献活動にとどまらず、学生にとっても地域にとっても意義のある活動となっている。

[テーマ C 内部質保証]

- 本協会による内部質保証ループリックにおいて一定のレベルを満たし、全教職員が内部質保証に取り組んでいる。

基準Ⅱ 教育課程と学生支援

[テーマ A 教育課程]

- 少人数のプロジェクト形式で学ぶ専門ゼミや語学の上級クラスなど一部の少人数授業を対象に、成績評価規程に定める成績評語の割合の目安を別途設定しており、学生のモチベーションを高める試みがなされている。
- キャリア教育及び職業教育の効果測定・評価において、学生からメンバーを集め、教職員と協働する運営側として参加させ、その後、メンバーの成長結果を評価するとともに、プロジェクト参加による教育効果を分析し、教育改善に生かす取組みがなされている。

[テーマ B 学生支援]

- 学生主体の活動の一形態として、サークルのほかに設けられた学内ボランティア活動の「学生サポーター活動」は、先輩が後輩を指導したり、同じ立場の学生が支え合ったりするなど、ピアサポートの側面を持っており、多岐にわたる活動に参画する仕組みを作ることで、学生の成長につながっている。
- 入学時の履修指導では、履修経験者である2年生が、学科の各コースの新入生の履修計画時に、サポートメンバーとして計画を補助することで、より具体的な学習成果を意識した履修登録が可能となっている。

基準Ⅳ リーダーシップとガバナンス

[テーマ B 学長のリーダーシップ]

- 学長は、多くの近隣高等学校の学校長との面談を通し、積極的な高大接続に結びつけるなど、短期大学の抱える課題に真摯に向き合い、自らが改善に向けたリーダーシップを発揮している。

(2) 向上・充実のための課題

本協会は以下の事項について、改善を図り、その教育研究活動などの更なる向上・充実に努めることを期待する。なお、本欄の記載事項は、各基準の評価結果（合・否）と連動するものではない。

基準Ⅱ 教育課程と学生支援

[テーマ A 教育課程]

- シラバスにおける「学習到達目標」の記載が、授業概要を示す内容にとどまっている科目や、「事前事後学習（内容・時間）」の記載に具体性が欠けている科目、及び「学修成果・DP との関連性」の項目について、担当者によって統一性がない科目が散見されるため、シラバスの組織的なチェック体制等の構築が望まれる。

基準Ⅲ 教育資源と財的資源

[テーマ D 財的資源]

- 財務状況について、学校法人全体で過去 3 年間の経常収支が支出超過となっているが、短期大学部門で過去 2 年間収入超過となっている。今後、「学校法人川口学園経営改善計画」を着実に実行し、財務体質の改善を図る必要がある。

(3) 早急に改善を要すると判断される事項

以下の事項は、問題・課題などが深刻であり、速やかな対応が望まれる。

基準Ⅳ リーダーシップとガバナンス

[テーマ B 学長のリーダーシップ]

- 評価の過程で、教授会の意見を聴くべき学生の入学に関する事項の一部が教授会において報告事項になっているという問題が認められた。

当該問題については、機関別評価結果の判定までに改善されたことを確認した。今後は、法令等にとって適切な教授会運営に取り組まれない。

3. 基準別評価結果

以下に、各基準の評価結果（合・否）及び当該基準を合又は否と判定するに至った事由を示す。

基 準	評価結果
基準Ⅰ 建学の精神と教育の効果	合
基準Ⅱ 教育課程と学生支援	合
基準Ⅲ 教育資源と財的資源	合
基準Ⅳ リーダーシップとガバナンス	合

各基準の評価

基準Ⅰ 建学の精神と教育の効果

建学の精神は「不偏不羈」であり、また、その精神を敷衍した教育理念を「中庸・自立」としてより平易な表現で明確に示しており、教育基本法に基づいた公共性を有している。建学の精神は、教学マネジメント委員会を中心に定期的に確認を行うとともに、学生ハンドブック、教員ハンドブックなどの各種印刷物やウェブサイトによって広く周知している。学生自身が建学の精神を掘り下げて考え、文章で表現する場を創出するなど、建学の精神を浸透させるための活動に工夫がなされている。

地域・社会活動では、一般市民対象の公開講座を開設するとともに、科目等履修生制度による正課授業の開放を行うことで、地域貢献に努めている。また、地方公共団体、企業、教育機関との協定締結により、様々な取組みを積極的に行っている。さらに、専門ゼミにおける問題解決型学習（PBL）形式での学びでは、地方公共団体や企業と連携を図り実践的な学びの場となっている。

学科の教育目的は、建学の精神に基づき、学科ごとに学則に定められており、学内外に表明している。各学科の教育目的については、社会ニーズの変化や学生の質の変化に対応すべく、インターンシップ協力企業等からの聞き取りや就職先企業への卒業生評価アンケート調査を基に、学内の関係組織で議論し、適宜点検を行っている。

短期大学全体の学習成果は建学の精神に基づき定めており、各学科の学習成果に関しては、それぞれの教育目的・目標に合致した内容を「専門的学修成果」及び「汎用的学修成果」として定めている。これらの学習成果に関しては、「アセスメント・プラン」に基づく各種アセスメント結果などを参考に策定し、定期的に点検がなされている。三つの方針は、教学マネジメント委員会において組織的議論を重ね、建学の精神及び教育理念・目的に基づき、相互に関連付けて一体的に定められており、学習成果とともにウェブサイト等により学内外に表明している。

自己点検・評価を実施するにあたり、規程に基づき自己点検・評価委員会を開催し、点検・評価が定期的に行われており、自己点検・評価報告書は短期大学ウェブサイトにおいて公表されている。委員会を中心にそれぞれの教職員と連携して自己点検・評価を実施しており、報告書の作成にとどめることなく、各執筆担当者自身による「自己点検・評価報告会」を行い討議することで、自己点検・評価活動に対する全学的な意識醸成を図っている。また、ステークホルダーによる「外部評価ヒアリング会」を実施し、外部の意見を改

善に結び付けている。さらに、自己点検・評価の結果を受けて、年度の重点項目を定め、教学マネジメント委員会の主導により改善活動が行われている。教育の向上・充実については、年間計画として専任教員により「自己申告書」が作成され、年度末の教員の自己評価を基に学科長による他者評価を行うことによって PDCA サイクルを機能させている。

基準Ⅱ 教育課程と学生支援

両学科の教育目的と三つの方針との整合性が図られており、各種印刷物やウェブサイトを通して学内外に周知するとともに、各種アセスメント結果を用いて定期的に点検がなされている。卒業認定・学位授与の方針は、社会的・国際的視点を踏まえて策定されており、具体的な卒業要件は学則に定められている。教育課程編成・実施の方針は、卒業認定・学位授与の方針に明記した学習成果に対応し、教育課程は短期大学設置基準にのっとり編成している。各学期で履修科目として登録することができる単位数の上限（CAP 制）に関する規程を整備するほか、成績評価については、評価基準を厳格化するために成績評語の目安（割合）を定め、遵守することで単位の実質化を図っている。シラバスには必要事項を記載するほか、科目と学習成果との関連性を明示している。なお、シラバスにおける「学習到達目標」等に関して、組織的なチェック体制の構築が望まれる。

教養教育は、必須科目のほか、3 つの教養科目群に分類され、多様な学びの機会を確保できるよう適切に授業科目が設けられており、それぞれの科目群が有機的に結び付き、社会人基礎力の錬成につながっている。職業教育は、マナー・ホスピタリティ教育及びキャリアデザイン教育が専門教育と教養教育をつなぐ役割を果たし、さらに職業につなげる教育となっている。キャリア教育及び職業教育の効果は、学生と教職員が協働する体制で、測定・評価し、教育改善に生かしている。

入学者受入れの方針は学習成果に対応しており、学生募集要項に入学前の学習成果の把握・評価を明確に示している。入学者選抜の方法は選抜区分ごとに選考基準を設定し、公正かつ適正に選考が実施されている。

学習成果の獲得状況は、GPA 分布、学位取得率、資格取得率などを活用して測定する仕組みを構築している。

卒業生の進路先からの評価聴取は、企業関係者に対するアンケート調査やヒアリングを通して定期的に実施し、学習成果の点検に活用している。

教員は、学習到達目標に照らし適切に評価を行うとともに、学生の授業評価を受け授業改善にも取り組んでいる。事務職員も各部署の職務を通じて学習成果を認識し、学生の情報を教員とともに共有して、学習成果の獲得に向け貢献している。

学習支援として、入学手続き者等への情報提供や新入生へのオリエンテーションなど、短期大学の学びへの円滑な接続を支援している。基礎学力不足の学生には補習授業を行い、進度の速い学生には、履修登録上限の拡大や学長表彰等を行うなど、学生に相応した取り組みを行っている。

学生委員会や学務課を中心に学生支援を組織的に行っている。保健室、カウンセリングルームの設置やオンラインによる対応も導入することで学生の健康管理、メンタルヘルスケアに取り組んでおり、独自の奨学金など、経済的支援も行っている。また、投書箱やウ

ウェブフォームを活用した相談コーナーを設け、学生の意見・要望の聴取に努めている。

キャリアサポートセンターとキャリアサポート委員会を整備し、同委員会ではキャリア形成指導の企画・運営等を担っている。1 年生全員を対象とした就職試験対策や多くの資格検定対策講座を実施し支援を行っている。就職内定状況については学科、コース、ゼミ単位で毎月末に集計分析を行い、教授会でも報告されている。また、編入学等の進学希望者や留学希望者に対しても個別指導を通して支援を行っている。学内ボランティア活動の「学生サポーター活動」は、ピアサポートの側面を持ち、多岐にわたる活動に参画する仕組みとして、学生の成長につながっている。入学時の履修指導では、2 年生がサポートメンバーとして、新入生の履修計画を助けている。

基準Ⅲ 教育資源と財的資源

教員組織は、教育課程編成・実施の方針に基づき整備され、短期大学設置基準に定める教員数を充足するとともに、専任教員と非常勤教員をバランスよく配置している。実業界出身の教員を数多く配置することで専門性の高い教育を行っている。任用委員会が設置され、教員の採用及び昇任が適切に行われている。専任教員は、教育課程編成・実施の方針に基づき、専門分野に関する研究活動において成果を上げ、その発表の機会として研究紀要が発行されている。研究活動に関する規程及び環境は整備され、研究倫理の遵守については規程を設け、研修等を行っている。なお、過去 5 年間の専任教員の研究業績において業績が全くない教員が散見されるため、研究推進支援体制の強化が望まれる。FD 活動に関しては、規程を整備し、FSD 研修会等を通して授業・教育方法の改善につながる機会を設けるとともに、学習成果獲得の向上のための教員同士や学内関係部署との連携を強固にしている。

事務組織に関しては事務局長を中心とする責任体制が明確になっており、SD 研修のほか、教育訓練・自己啓発支援や外部研修を通じた能力開発が適切に行われている。人事・労務管理は必要な規程が整備され、適切な管理体制が確立されている。

校地、校舎面積は短期大学設置基準を満たしており、教育課程編成・実施の方針に基づく授業展開が可能となるよう適切に運動施設、講義室、演習室、必要設備が整備され、障がい者対応もなされている。図書館は十分な面積を有し、かつ蔵書数も適切である。全ての教室からオンライン双方向授業の配信ができるよう整備されており、また動画編集・撮影が可能な専用教室を整備している。

固定資産等は規程に基づき適切に維持管理している。施設設備の管理には専門業者を常駐させ、安全点検や防災対応、省資源対策にあたっている。教職員及び学生を対象とした災害等に対する避難訓練等も年に 1 回以上実施している。コンピュータシステムは ICT・メディア委員会を中心に管理しており、外部からの不正アクセスに対応するとともに、情報セキュリティに関する規程を整備し、適切に運用している。省エネルギー対策としては、節水トイレの整備、LED 照明への移行など計画的に実施されている。

教育課程編成・実施の方針に基づき、技術サービス、専門的な支援、施設設備の向上・充実を図っており、情報技術の向上に関する学生向けトレーニングや、教職員向けシステムの有効活用等に関する ICT 研修会などを実施している。

財務状況について、学校法人全体で過去 3 年間の経常収支が支出超過となっているが、短期大学部門で過去 2 年間収入超過となっている。今後、「学校法人川口学園経営改善計画」を着実に実行し、財務体質の改善を図る必要がある。

基準Ⅳ リーダーシップとガバナンス

理事長は、建学の精神、教育理念の具現化に向けてリーダーシップを発揮し、学校法人を代表し、その業務を総理している。また、理事長は、寄附行為に基づき理事会を開催し、学校法人の意思決定機関として適切に運営している。理事会は、短期大学教育の継続的な質の保証と、短期大学の主体的改革・改善を支援する機関であることを認識し、毎年度作成される自己点検・評価報告書に基づく課題解決に際しても、学長と協力し改善に努めるなど、認証評価に対する責任を果たしている。理事は法令及び寄附行為に基づき適切に構成されている。

学長は、多くの近隣高等学校の学校長と面談をするなど、短期大学の抱える課題に真摯に向き合い、改善に向けたリーダーシップを発揮している。学長は学識に優れ、大学運営に関する識見にも優れており、短期大学関連団体の役員も務めている。教授会は三つの方針に対する認識を共有し、学習成果については各種アセスメントにより状況を把握し、FSD 研修会や学科会において情報共有を図っている。なお、教授会の意見を聴くべき学生の入学に関する事項の一部が教授会において報告事項になっていた点については、機関別評価結果の判定までに改善されたことを確認した。教授会の下に教育上の委員会を設置し定期的に会議を行うほか、必要に応じて教授会で審議・報告を行っている。

監事は寄附行為に基づき適切に選任されており、学校法人の業務、財産の状況及び理事の業務執行の状況について適宜監査を実施するとともに、全ての理事会・評議員会に出席し、審議内容に対し適宜意見を述べている。また、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後 2 か月以内に理事会及び評議員会に提出している。さらに、監事、会計監査人、内部監査室による監事監査会議を実施するなど三様監査を重視しており、内部監査室は毎年テーマを決めて内部監査を進めている。

評議員会は理事の定数の 2 倍を超える数の評議員をもって適切に組織されている。予算、事業計画、寄附行為の変更などの重要事項についてはあらかじめ評議員会の意見を聴取するなど、理事長を含め役員の諮問機関として適切に運営がなされている。

学校教育法施行規則に規定される教育情報及び、私立学校法に規定される学校法人の情報は、ウェブサイト公表・公開されている。